

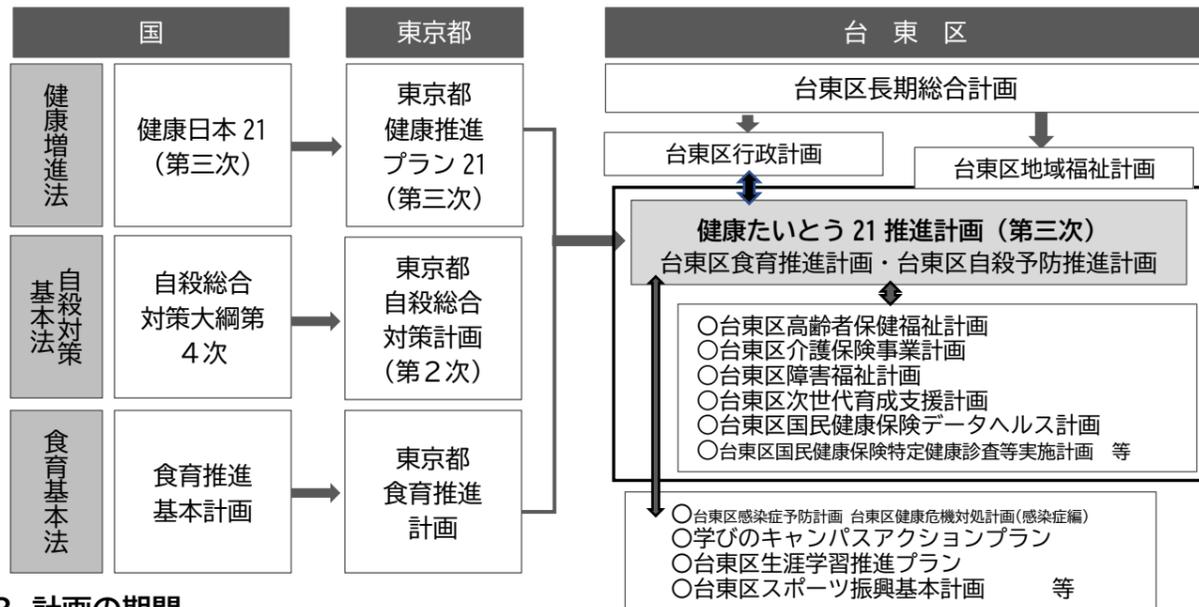
健康たいとう21推進計画（第三次）の策定について

計画の策定について

■ 1 計画策定の趣旨

平成30年3月に策定した「健康たいとう21推進計画（第二次後期計画）」が、令和6年度をもって計画期間を終了することから、健康増進施策等を計画的に推進するため、区健康課題をふまえ、新たな指針となる「健康たいとう21推進計画（第三次）」を、「自殺予防推進計画」と「食育推進計画」を包含して策定します。

■ 2 計画の位置づけ



■ 3 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和12年度（2030年度）までの6年間を計画期間とします。

国や都の動向

■健康に関すること

【第5次国民健康づくり～健康日本21（第三次）～】令和6年度開始の「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」を推進するため、令和5年5月31日に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」が示されました。基本的な方向としては、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」「個人の行動と健康状態の改善」「社会環境の質の向上」「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」の4つが定められています。

【東京都健康推進プラン21（第三次）】令和6年3月に策定され、総合目標としては、「健康寿命の延伸」「健康格差の縮小」が示されています。また、総合目標の達成に向けて、「①個人の行動と健康状態の改善」「②社会環境の質の向上」「③ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」の3領域に分けられ、特に対策が必要な18分野が設定されています。

■自殺対策に関すること

【新たな自殺総合対策大綱】平成29年に閣議決定された大綱について、令和3年から見直しに向けた検討に着手し、我が国の自殺の実態を踏まえ、令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

■食育に関すること

【第4次食育推進基本計画】令和3年度から令和7年度までのおおむね5年間を期間とする第4次食育推進基本計画では、基本的な方針として3つの重点事項を掲げ、国民の健全な食生活の実現と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のために、多様な関係者が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進することとしています。

計画の基本的な考え方

■目指すべき健康都市像

すべての区民が健康で文化的な生涯を送ることができるよう、区民と地域社会と区が一体となって健康施策を積極的に推進していきます。

区民の誰もが、地域で互いに支えあい、安心して、いきいきと健やかに暮らせるまち

■基本理念

目指すべき健康都市像の実現に向けて、以下の3つの基本理念を掲げます。

- 基本理念1 生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせる社会の実現
- 基本理念2 安心して暮らし続けられる地域社会の実現
- 基本理念3 だれもが主体的に健康づくりに取り組む社会環境の実現

■基本目標、施策

上記に掲げた3つの基本理念の具現化に向けて、5つの基本目標を掲げ、各基本目標を実現するための手段として施策を設定します。

| | |
|---|---|
| <p>基本目標Ⅰ 生涯を通じた健康づくりの推進と健康寿命の延伸</p> | <ol style="list-style-type: none"> 生活習慣の改善と生活機能の維持・向上 生活習慣病の発症予防と重症化予防 社会とつながる環境づくり 対象者別の健康課題への取り組み |
| <p>基本目標Ⅱ 地域保健対策の推進</p> | <ol style="list-style-type: none"> 健康危機管理体制の推進 感染症予防・拡大防止の取り組み 精神保健福祉の充実 難病患者への支援 |
| <p>基本目標Ⅲ 地域医療の充実</p> | <ol style="list-style-type: none"> 医療サービスの確保・充実 非常時に迅速に対応できる医療体制の確保 在宅療養の連携体制の充実 |
| <p>基本目標Ⅳ 自殺予防の推進（自殺予防推進計画）</p> | <ol style="list-style-type: none"> 自殺を予防するための環境づくり 相談体制による自殺予防 自殺未遂者の支援体制の充実 |
| <p>基本目標Ⅴ 食育の推進（食育推進計画）</p> | <ol style="list-style-type: none"> 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進 食の循環や環境を意識した食育の推進 |